

一般社団法人 日本小児リウマチ学会委員会に関する規程

(目的)

第 1 条

この規程は、一般社団法人日本小児リウマチ学会（以下、「本会」という。）定款第 47 条に定める委員会（本会の「倫理委員会規程」に定める倫理委員会および「選挙管理委員会規程」に定める選挙管理委員会を除く。）の業務、組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(委員会)

第 2 条

委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(業務)

第 3 条

委員会は、次の業務を行うとともに、その経過及び結果等を理事会に報告する。

- (1). 定款第 3 条の目的を達成するため行う定款第 4 条の事業。
- (2). 理事会から諮問された事項の審議及び答申。
- (3). その他、委員会において必要と認め、理事会で承認を得た事業。

(構成)

第 4 条

委員会の構成は、委員長 1 名、副委員長(原則 1 名。最大 2 名まで)及び委員（原則 10 名以内）、さらに必要に応じて顧問をおく。

2. 委員長は、理事の中から理事長が指名し、理事長が委嘱する。
3. 副委員長は、委員長が指名し、理事長が委嘱する。
4. 委員は、原則社員の中から委員長が指名し、理事長が委嘱する。
5. 顧問は、理事長が指名し、理事長が委嘱する。

(任期)

第 5 条

委員長、副委員長及び委員の任期は原則 1 期 2 年とし、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げないが、原則 3 期までとする。但し、委員会の設置期間が 2 年未満の場合は、その期間による。

2. 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
3. 顧問の任期は特に設けないが、最長 6 年までとする。

(職務)

第 6 条

委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

2. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
3. 委員長は、委員会の業務分担を目的として、委員によって構成されるサブコミッティをおくことができる。
4. 委員長は、必要に応じて、委員会内にワーキンググループをおくことができる。
5. 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。
6. 顧問は、委員長の求めに応じて委員会に出席し、助言を行う。

(運営)

第 7 条

委員長は、必要に応じて、集会・文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会を開催する。原則として、集会をもって委員会を開催する際は、理事長若しくは副理事長に対して開催する旨の報告を行う。

2. 委員会の経費は、本学会より支弁された費用によって賄う。
3. 委員長は、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度この委員会の事業計画案並びに予算案を委員会内で協議し、理事会に提出しなければならない。
4. 委員は、当該議事について利益相反の関係にある場合には、議事開始前にその旨申し出る義務を負う。
5. 理事長及び理事は委員会に出席して発言する事ができ、また委員会が必要と認めた者も同様とする。
6. 委員会の運営の結果については経過録を作成し、理事長に報告するものとする。

(議決)

第 8 条

委員会の開催は委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 委員会の決議事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
3. 文書・電子メール等をもって委員会を開催した場合には、期日を開催時に指定し、期日以内に文書若しくは電子メールで確認できたものを出席とみなす。

(ワーキンググループ)

第 9 条

委員会だけでは取扱えない検討事項が発生した時は、委員長はワーキンググループを設けることができる

2. ワーキンググループ委員は、原則として委員会委員および外部委員 10 名以内をもって構成し、委員会委員長若しくはワーキンググループ委員長が委嘱する。
3. ワーキンググループには委員長 1 名をおき、ワーキンググループの業務を総括する。ワーキンググループ委員長は、委員会委員長が指名し、委員会委員長が委嘱する。また、必要に応じ副委員長をおくことができる。ワーキンググループ副委員長は、ワーキンググループ委員長が指名し、委員会委員長が委嘱する。
4. ワーキンググループの議事進行の過程及び決定事項は、委員会委員長若しくは理事会に報告する。
5. ワーキンググループは、その設置目的が完了したとき、理事会の議を経て解散する。

(規程の変更)

第 10 条

この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第 11 条

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和 4 年 1 月 29 日から施行する。

(令和 5 年 1 月 27 日 一部改訂)

別表

委員会名	業務
総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 規程および関連事項について作成、改正などを行い、理事会に答申する。 2. 関連学会・学術団体との渉外活動を行う。 3. 小児慢性特定疾病および指定難病に関する調査、関連学会・団体との協議・連携及び関係官庁・団体との交渉を行う。 4. 災害発生時の対策・支援について検討し、理事会に答申する。 5. 感染症流行時の対策・支援について検討し、理事会に答申する。
財務・社会保険委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学会の財務を管理するとともに、予算の適切な運用について理事会に答申する。 2. 診療報酬制度に関する調査、関連学会・団体との協議・連携及び関係官庁・団体との交渉を行う。
機関誌編集委員会	学会機関誌「小児リウマチ」の編集および投稿規程の改正にあたる。
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小児リウマチ疾患等の診療に関わる医療者の育成、また患者や社会環境における理解の推進を目的とした教育資材などの作成などを行う。 2. 小児リウマチ疾患等への専門診療のための研修会の開催および研修制度の整備を行う
資格認定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. リウマチ専門医制度や小児リウマチ学会独自の資格認定制度について検討を行い、理事会に答申する。 2. 小児リウマチ医療に求められる知識・技能の認定や活用について検討を行い、理事会に答申する。
広報委員会	本会より発信する情報及び他団体より本会宛に依頼等のあった情報に関する事項について検討すると共に、ウェブサイト・SNSなどの媒体を通じて、国内外に対して本会の活動の広報・宣伝を行う。
キャリアダイバーシティ推進委員会	性別や年齢を問わず、生涯小児リウマチ専門医として活躍できるような体制づくりを目指した活動を行う。
利益相反委員会	本会の事業の利益相反指針の策定、利益相反情報の確認および調査を行う。
成人移行支援委員会	小児リウマチ性疾患の成人移行支援体制の構築と普及を行う。

会	
学術研究委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本会が開催する学術集会・セミナーなどのプログラム・企画への支援を行う。 2. 本会の研究助成などについての検討・審議を行う。
疾患登録委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疾患登録制度 (PRICURE) の運営を行う。 2. 国内外の疾患登録制度との連携にむけた検討を行う。
国際委員会	会員の学術活動の国際化および本会と密接な関係を有する国際学会及び外国諸学会との学術交流を行う。
ガイドライン統括委員会	小児リウマチ性疾患の診療ガイドライン・ガイダンス (CPG) 策定 (本会外で作成された CPG の審査を含む) のための調査・検討などを行う。
用語委員会	学術用語について検討を行う。
薬事委員会	小児リウマチ性疾患の治療に関連する薬剤の安全性・有効性・使用実態などに関する情報を収集し、その適正使用を勧めるにあたって関係機関との折衝を行う。